

スクールガード活動の手引き

大津市教育委員会



スクールガード活動とは…

子どもたちを不審者から守ることを目的として、登下校時において見守りをさせていただくボランティアとして活動するものです。

また、不審者対策だけでなく、以下のような活動もしていただいています。

- ・ 通学路における危険箇所などの安全点検
- ・ 交差点などでの交通安全に関する見守り活動
- ・ あいさつなど声かけ運動 など



現在、大津市では、たくさんの方に登録いただき、積極的に活動していただいています。子どもたちも学校もたいへん感謝しております。がんばりすぎて体調などを崩されないようお願いします。

そこで、活動に当たっては、

『無理せず、できる時間に、できるやり方で！』

を、合言葉に無理なく、そして元気で活動を続けていただくことが、子どもたちの安心・安全につながるものと考えております。

■■活動を長続きしていただくために…■■

《無理せず》

- ・ 体調が悪いときは活動を休む

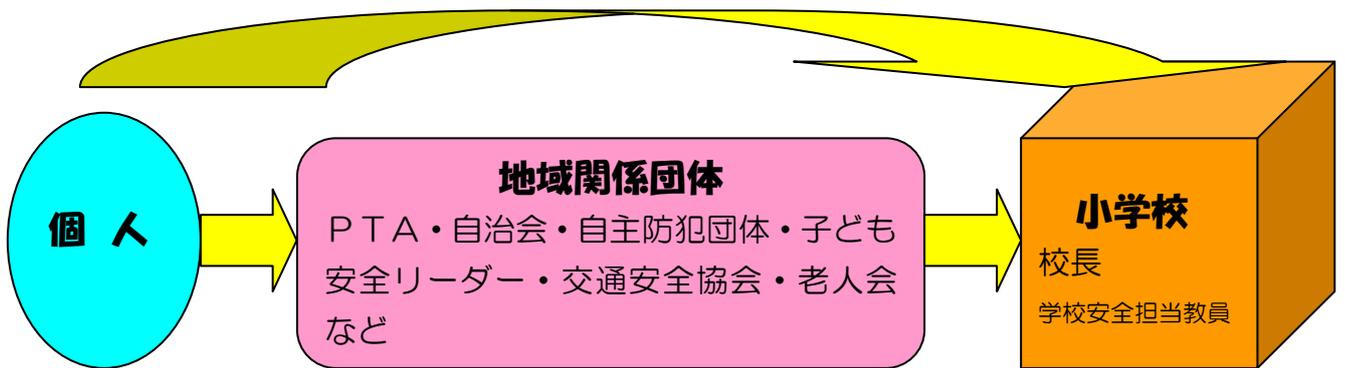
《できる時間に》

- ・ 玄関前で「おはよう」「おかえり」
- ・ 登下校時間に花壇の水やりや、犬の散歩
などとともに見守る

《できるやり方で》

- ・ 当番制で活動する
- ・ 曜日を決めて活動する
- ・ 朝または夕方に活動する
など

■スクールガードへの登録の流れ



- ※ 直接小学校へ、または地域関係団体を通じて小学校へ登録していただきます。
- ※ お問い合わせは各小学校の学校安全担当教員まで！

■万が一、活動中にケガをされたら・・・

所属されておられる地域関係団体もしくは、大津市教育委員会のいずれかにおいて傷害保険に加入します。ケガをされた場合、まず小学校へ連絡をしてください。

《参考》令和3年度に大津市教育委員会が加入する傷害保険

(死亡 600 万円、入院日額 6 千円、通院日額 2 千円、対人賠償 2 千万円、対物賠償 200 万円)

[所属団体により内容は異なります]

■不審者への対応について

- ① 不審者を発見した場合は、携帯電話等で所管の警察署および学校に通報する。
- ② 不審者の特徴（年齢、性別、体格、身体的特徴、服装）や逃走経路を記憶（記録）する。
- ③ 不審者に対しては、児童に危険が及ばないように注意をそらす。
- ④ 緊急時においては、防犯ブザーを使用したり大声で危険を知らせたりする。

無理のない範囲での活動をお願いします。

